

平成29年第8回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成29年8月22日（火）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 平成29年8月22日(火)

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 9号 農地転用(農業用施設)届出について
日程第 3 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第47号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	○	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	○
3	津田 義則	○	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	○	8	桑原 博	○	12	秋國 満	○

事務局 出席 沢田 純子事務局長
森田 修係長
藤城 輝久主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間32分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 それでは始めさせていただきます。ただいまより、平成29年第8回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は12名であります。全員出席であります。これより平成29年第8回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長において行います。1番 沖田良次委員、2番 田中秀之委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告第9号 農地転用（農業用施設）届出についての報告をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。報告第9号 農地転用（農業用施設）届出について。

受付番号9、平成29年7月26日届出。届出人、安芸高田市甲田町●、●。土地の表示、甲田町●、田、928㎡のうち199㎡。転用目的は、農業用倉庫。施設の概要は、倉庫1棟、144㎡でございます。用途区分変更中で、第1種農地。10番 光永委員さんの御担当でございます。

受付番号10、平成29年7月31日届出。届出人、安芸高田市美土里町●、●。土地の表示、美土里町●、田、580㎡のうち150㎡。転用目的は農業用倉庫。施設の概要は、倉庫1棟、50㎡。用途区分変更中で、第2種農地。8番 桑原委員さんの御担当でございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

続いて日程第3、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について。

受付番号41、平成29年7月14日申請。所有権移転。譲受人、広島市●、●、農業兼自営業、67歳。譲渡人、安芸高田市八千代町●、●、農業、75歳。土地の表示、八千代町●、田、184㎡。同じく●、田、165㎡。合計、349㎡。譲受人の耕作面積、1,304㎡。7番 富田委員さんの御担当で、取得の理由は、次で出てきます42番との交換でございます。

受付番号42、平成29年7月14日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市八千代町●、●、農業、75歳。譲渡人、広島市●、●、農業兼自営業、67歳。土地の表示、八千代町●、田、366㎡。譲受人の耕作面積、5,727.22㎡。7番 富田委員さんの御担当で、取得の理由は、41番との交換でございます。

受付番号43、平成29年7月31日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市高宮町●、●、農業、69歳。譲渡人、安芸高田市高宮町●、●、農業、62歳。土地の表示、高宮町●、畑、2,526㎡。同じく●、畑、3,348㎡。合計、5,874㎡。譲受人の耕作面積、ゼロ。2番 田中委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大でございます。なお、耕作面積がゼロというのは譲受人は法人を立ち上げておられまして、そちらに全て賃貸借で貸し付けをしているということでゼロになっております。

受付番号44、平成29年7月31日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市甲田町●、●、農業、80歳。譲渡人、三次市●、●、●。土地の表示、甲田町●、田、3、495㎡。譲受人の耕作面積、33、083㎡。10番 光永委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大でございます。

以上の案件につきまして、別添の農地法第3条調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号41号、42号について、7番 富田委員、お願いいたします。

○村上委員 7番の富田です。受付番号41、42について報告いたします。8月10日、農業委員1名、推進委員3名、事務局2名で現地を確認、調査しました。

場所は、八千代町●です。申請者、●さんと●さんで、土地の交換で、●さんは現在広島市●に住んでおられますが、休みを利用して、別図44-41の●の実家に帰られ農業をされているようです。●さんは、別図44-42で●の自宅の前の農地と交換ができました。申請地はお互いの住居に隣接しており経営効率がよいため、農地交換に至ったものです。

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生じることが考えられなく、お互いにメリットがある申請だと思っています。

以上で報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号43号について、2番 田中委員、お願いいたします。

○田中委員 田中でございます。受付番号43について、8月16日に推進委員3名、それから農業委員2名、事務局2名で現地を調査いたしましたので、その詳細について調査結果を発表いたします。

現地は44-43で、図面に出ておりますが、ごらんいただいておりますように、ちょうど●線と、それから●の両道に挟まれた場所でございます。ちょうど上を4差路がございますが、まず図面からいきますと、上に上がりますと●がありますし、ちょうど●なり、それから●さんの東側というところでございます。2筆でございますが。

●さんは62歳であります。農業はしておりません。畑が2筆ということでございますけれども、譲受人の●氏は●という法人を立ち上げておまして、したがって、先ほど御案内ありましたように、耕作農地はございませんが、御本人が譲り受けて、ちょうど●で畑の●をしておりますが、そちらへ持ち込んで野菜を生産すると、こういう計画であります。特段なる排水、畑でありますので用排水は関係ありませんし、周囲に対しての問題は発生しないものとなります。現在は、耕作されておられませんので、かなり雑草等が繁茂しておるような状態であり

ますが、基盤整備をされまして、これ以上にいい圃場になるかと考えますので、結構ではなからうかと判断をいたしました。

以上で終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号44号について、10番 光永委員、お願いいたします。

○光永委員 10番 光永です。8月15日10時より農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地の調査いただきました。

先ほど訂正しました申請地ですけれども、図面は合っておりますので、その場所です。●という●から●方面に800mぐらい行ったところに現地があります。平成15年に●が終わりまして、それ以外に、今回の譲受人の●さんが耕作をされ続けております。●さんが亡くなって約7年ということで、最初は小作権を設定されていましたが、親族の方が相続を放棄することになって、この土地も●さんが親族の方と相談されてということで、今までも15年ぐらいつくり続けていらっしゃるということで、何ら問題はないんじゃないかということで、現地を確認してきました。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

今、3条で、43、44番で売買価格が、もしかかわければ事務局お願いします。

41番と42番交換の件ですね、この前、皆さんで協議していただいて、下限面積を全市1反ということで変えてもらいました。これがその成果じゃろうかと思えます。もしこれが八千代に4反で残つとると、すぐすんなり3条にとはいかんかと思うのでその成果じゃろうと思えます。

○事務局 まず、41、42は交換なので、ございません。43番の●氏と●氏についても贈与で、無償でございます。最後の44番が●円でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。よって、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

日程第4 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について。

受付番号26、平成29年7月18日申請。申請人、安芸高田市美土里町●、●、無職。土地の表示、美土里町●、田、248㎡のうち51㎡。転用目的、墓地。施設の概要は、墓石等7基でございます。農振除外済みで、第2種農地。8番 桑原委員さんの御担当で、資金証明書が添付されております。

受付番号27、平成29年7月24日申請。申請人、安芸高田市八千代町●、●、無職。土地の表示、八千代町●、畑、283㎡。転用目的、宅地。施設の概要、一般住宅。農振除外地で、第2種農地。7番 富田委員さんの御担当で、始末書が添付されております。

以上、いずれの案件も、農地区分及びその判断理由等の詳細につきましては、別添の農地転用許可申請に係る調査書のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号26号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 8番 桑原でございます。受付番号26号について調査報告を行います。去る8月15日に農業委員2名、推進委員2名、事務局2名ということで現地を調査いたしました。

まずは●さんの家の墓でございますけれども、現在は家から山へ登って、200mほどあったと思いますけれども、非常に山の中の墓ということで、自分の家のすぐ隣、図面で見ますと、この45-26と書いてありますが、拡大図の1番でございますが、全体でいいますと、248㎡の田となっておりますが現状は畑として管理しております。そのうちの51㎡でございます。家のすぐ角の先でございます。その周辺農地への影響はございませんし、もう全部、●さんの土地だというふうなことで、あるいはほかに適当な場所はないということでございますので、やむを得ないと見てまいりました。水路の問題もないようでございますので、妥当であろうと見ております。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。続きまして受付番号27号について、7番 富田委員、お願いいたします。

○富田委員 7番 富田です。受付番号27号について御報告します。8月10日に農業委員1名、推進委員3名、事務局2名で現地を確認、調査しました。

場所は●線●から東に300mぐらいの山林に隣接したところです。畑1筆、283㎡で、住宅の建設です。

申請人、●さんは他に適当な土地がないことから、別紙45-27の●、自宅の前に住宅を建設するということです。

申請地は農振除外地で、宅地及び市道、山林に隣接しており、周辺の営農条件に支障を生じることが認められなく、本申請に至ったことはやむを得ないものと思われま

始末書が添付されております。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で調査報告を終わります。

ここで、質疑及び意見に入ります。質疑、意見はありませんか。

質疑はないようですので質疑を終了し、採決に入ります。

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。よって、議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

ここで、議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時51分 休憩

午後1時51分 再開

○職務代理 休憩を閉じ会議を開きます。

続いて日程第5、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について。

受付番号54、平成29年7月11日申請。賃貸借権設定。譲受人、安芸高田市向原町●、●、●、●。譲渡人、安芸高田市向原町●、●、会社員。土地の表示、向原町●、田、352㎡。同じく●、田、2、783㎡。合計3、135㎡。転用目的は、太陽光発電設備。施設の概要としましては、太陽光パネル252枚でございます。農振除外済みで、第2種農地。5番田榎委員さんの御担当で、資金証明書、法人の定款、法人の登記簿が添付されております。賃借料は、年額●円でございます。

受付番号55、平成29年7月27日申請。使用貸借権設定。譲受人、安芸高田市●、●、農業。譲渡人、安芸高田市向原町●、●、農業。広島市●、●、会社員。土地の表示、向原町●、田、1892のうち0.386㎡。転用目的、太陽光発電設備、これは営農型でございます。施設の概要としましては、太陽光パネル486枚。農振農用地区域内で第1種農地。5番田榎委員さんの御担当で、資金証明書と営農計画書が添付されております。なお、これは3年間の一時転用でございます。

受付番号56、平成29年7月28日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市甲田町●、●、●、●。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、無職。土地の表示、吉田町●、田、628㎡。転用目的、宅地。施設の概要は建売住宅2棟、98.93㎡でございます。農振除外済みで第2

種農地、9番、村上委員さんの御担当で、資金証明書、法人の定款、登記簿が添付されております。譲渡価格は●円でございます。

受付番号57、平成29年7月28日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●、●、●、●。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、無職。土地の表示、吉田町●、田、276㎡。転用目的、宅地。施設の概要は建売住宅1棟、49㎡でございます。農振除外済みで第1種農地、9番、村上委員さんの御担当で、資金証明書、法人の定款、登記簿が添付されております。譲渡価格は●円でございます。

受付番号58、平成29年7月28日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市向原町●、●、●、●。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、無職。土地の表示、吉田町●、田、17㎡。同じく●、田、16㎡。合計33㎡。転用目的、宅地。施設の概要は、給排水管の布設用地でございます。農振除外済みで第1種農地、9番 村上委員さんの御担当で、資金証明書、法人の定款、法人の登記簿が添付されております。譲渡価格は●円でございます。

受付番号59、平成29年7月31日申請。賃貸借権設定。譲受人、広島市●、●、●、●。譲渡人、安芸高田市八千代町●、●、農業。土地の表示、八千代町●、田、349㎡。転用目的、資材置き場。施設の概要は、送電線路建てかえ工事に伴う建設資材の一式でございます。農振農用地区域外でございます。第2種農地で、7番 富田委員さんの御担当で、資金証明書、法人の定款、登記簿が添付されております。これは、2年間の一時転用でございます。賃借料は2年間で●円でございます。

以上、いずれの案件も農地区分及びその判断理由等の詳細につきましては、別添の農地転用許可申請に係る調査書のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

○職務代理 ありがとうございます。

それでは、続いて担当委員の調査報告を願います。

受付番号54、55号について、5番 田槇委員さん、お願いします。

○田槇委員 5番 田槇です。54番、55番について御報告させていただきます。8月14日、事務局1名と農業委員2名、推進委員5名で現地を確認しております。

まず54番ですけれども、現地は向原町の●、●というところですが、●への登り口をやや登ったところですが、あたり一面山林です。今回の申請は、土地の所有者である●在住の●さんから、●在住の●さんが農地を譲り受けて、太陽光パネルを設置するものですが、これは既に5月に除外申請された案件であります。

対象農地の状況を見ると、2,783㎡と352㎡の2筆ですが、これが合計3,135㎡あります。このうち1筆は、2,783㎡については、およそ1mの高低差を持ちながら、石垣で分けられた形状で、9枚の段地に分かれている形です。つまり、9枚の田んぼが1つの地番になっていることとなります。

図面の46-54を参照していただきたいですが、パネル設置においては、周囲がこれ、全部山で囲まれております。民家もないこと、それでもうカヤで覆われておるような状況になります。また、この集落協定にも属していないことから、水路等においては何ら問題はないと判断しますから、よって許可妥当と理解しております。

続けて、55番に入ります。現地は向原町●の●というところで、向原の●沿いにあります。対象となる農地は田で、1,892㎡の整備田、第1種農地になります。現況は、畑として現在野菜が作付されております。

この土地の所有者ですが、●さん、持ち分が2分の1、●さん、58歳ですが、その方は今●に在住しておられるんですが、これが持ち分2分の1、半分ずつの持ち分で、お二方は親子の関係になります。

今回の申請は親子関係、貸借権を設定して、一時転用の許可を申請されているものであります。

先ほど事務局から追加資料が配付されたと思うんですが、それを見ながら参考にしたいと思っております。この案件は、営農型として高さ3.4mの太陽光パネルを設置されます。その直下で、野菜、現時点で申請されておるのは夏野菜の栽培を行おうと、栽培を計画されていると。そのパネルと野菜の栽培については、息子さんで●さんが実際に作業等々運営についてとり行うことになります。

図面46-55を参照にしてください。46-55です。これを見ていただいたらわかるように、●というところにパネル数786枚、これが82.6kwですが、農地を造成はしないことになります。このパネルの下で、トマト、ブロッコリー、オクラ、シソ等を栽培する形になります。これはトマト、ブロッコリー、オクラ、シソ、計画案で見ると、合計7,900kgぐらいを見込んでおられる形になります。

この案件は一時転用であることから、私として、あるいは推進委員さんと一緒に本人、つまり●さんと状況等々について確認、いろいろやりました。その内容を見ると、●さんは現在●に在住しておられます。近い将来、向原に帰ってくるよという予定はあるようです。現時点では、農業の経験はほとんどありませんということ。さらに農具は小型耕運機1台と草刈り機1台程度しかありません。この事務局から先ほど渡された資料にはトラクターと書いてあるんですが、トラクターは実際ありません。話を聞くと、小型耕運機ですね、それが1台ということになります。

それで野菜用の栽培に当たっては経験のない、機械もない、今、向原にもいない状況下で、野菜の栽培に当たっては当面週に2回程度、向原に戻って栽培するよということを考えておられるようです。状況によっては、営農組織を立ち上げて栽培することも頭の中に描いているようなことを言っておられました。ただ私としては、このような状況下で野菜の栽培が本当に可能なのか、疑問を感じております。

そういった不安も残るんですが、本人は近い将来、会社を退職して就農する計画を持っていることを踏まえると、また、周囲への影響等もない状況、水路等においても問題ないと、そういう状況を考えたときに、判断として、許可すべきか否か随分迷っているところであります。

しかしながら、先ほど言いましたが、これから先、就農して頑張りますよと言っておられることを無視するわけにもいかないところもあるので、その辺を踏まえて、皆さんの判断を仰ぎたいと思っております。

以上です。

○職務代理 ありがとうございます。

続いて受付番号56、57、58号について、9番 村上委員さん、お願いします。

○村上委員 9番 村上でございます。受付番号56、57、58号については、8月10日の午後1時半から、農地利用最適化推進委員5名と私を含めた農業委員2名と事務局で現地確認をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

まず受付番号56号ですが、別図46-56をごらんください。場所は●の北隣で、東と北側は田で、西側は道路です。道路を挟んで西は●の駐車場となっております。この南側●は、以前に審査していただきましたが、●の●氏の家でございます。その北隣でございます。

譲受人、●が譲り受け、建売住宅を計画され転用しようとされる申請であります。

譲渡人のすぐ近くでもあり、近隣にも話をしておられ、住宅化が進んで、住宅地として進んでいるようなところでございますが、仕方がないことだなと現地を見て思いました。

次に受付番号57号ですが、別図の46-57をごらんください。場所は●線沿い●の北側で●前でございます。地目は田であります。現在は地上げをされて畑状態でございます。この一角276㎡、申請地と記していただいておりますが、そこでございます。

●さんが譲り受けて、建売住宅1棟を建設しようとされる申請でございます。排水については、周囲が一般整備田でもありますし、用水路ではなく排水路へ放流するとのことでございます。周囲は、これも住宅がどんどん建って、農地がだんだん少なくなっているような状況でございますが、そういうふうな農地のところでございます。

これも他の農地への影響はないかとは思われますが、第1種農地ということで、非常に懸念される場所ではございますが、だんだんに住宅が建てられているのが現状でございます。

次に受付番号58号ですが、別図の46-58をごらんいただきたいと思えます。先ほど説明いたしました申請地への給配水管施設のための転用申請です。●と●の南側に、●で17㎡、●で16㎡が該当申請地です。農道をうがち、排水は排水路へ放流するというところでございます。用水については、農道の中央部分から取水となります。

日常生活上必要なもので、仕方がないと判断を下しました。

なお、いずれの案件についても、詳細については調査書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○職務代理 それでは続いて受付番号59番について、7番 富田委員さん、お願いします。
○富田委員 7番 富田です。受付番号59、賃借権の設定について報告いたします。8月10日、農業委員1名、推進委員3名、事務局2名で現地を確認調査しました。場所は●線の●を可部に向って右側●のそばで、別図46-59で、●が田1筆342㎡で、今はイチジクが植えてあります。

譲受人は●で、申請地を借り受けて、建設資材置き場を設置するということです。

申請地は農振除外地でもあり、国道及び住宅などに隣接しており、他に農地はなく、周辺の営農条件に支障を生じるとは認められなく、本申請に至ったことはやむを得ないものと思われ
ます。

賃借権は2年で、賃借料は●円です。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

以上で、調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見はございませんか。どうですか、ありませんか。

○村上委員 先ほどの田槇委員さんの説明の分で、55号については、農地の反数が書いてあるんですが、太陽光発電の場合は周囲の作物の反収の8割以上という条件になっておるんですね。

○田槇委員 今の件ですが、今回、先ほどからしますと一時転用。一時転用ということは、3年間で市あるいは県から調査が来ます。要するに計画案に対して、今回でいえば、野菜の作付がいろいろトマト、いろいろあるんですが、その8割以上の収穫がないと、要するにあなたは守ることができなかつたねという形が3年後に発生しちゃうわけですね。そして場合によっては、その約束を守っていないということで、今後はこれは取りやめていただきたいという形もあり得るといふやつですよ。

その辺について、私としては●さん、要するに息子さんですが、その方に、この一時転用について、とことん説明しています。要するにこういう条件ですよと、一時転用というものは。そこは御存じですかということを確認に話ししているつもりです。

それに対して●さんは、先ほど僕が言ったように、今、広島におるわ、週に1回、2回帰ってきて、まともにおってもそれだけの野菜が本当にできるのかというようなレベルですが、それを週に1回か2回やって帰ってきて本当にできるのと強く確認しております。それで向こうの返答としては、先ほどもちょっと言いましたが、それで精いっぱいやっていきますよと、それでなおかつ手が取れんような形ならば、営農組合を利用するとか助けてもらう方法もあるし、自分で立ち上げてやる方法もあるよということを言い切るわけですよ。そこまでやると言われるなら、じゃあということで僕も下がったんですが、ただこの一時転用に関して、誤解しないでくださいねということ強く言っております。そこはもう十分に理解して、場合

によっては県から視察に来るよということも含めてお話ししております。それでもってやりますと、やらせてくださいということをおっしゃる以上、それ以上僕も、あなたには無理ですよ、できませんよという言い方はできなかったということです。じゃあ、見ましょうかと。

総会において、こういう状況下で可決されるかといったら、私は今この時点で言えないし、こういう状況になるかわかりませんよとも強く言っております。私自身もこういった、この案件について許可すべきか否か、実際のところ迷っているところです。

ただ、先ほども言いましたが、本人がそこまでやる気になつとるよということを考えてみれば、これから、今58歳ですが、これから向原に帰って就農をするという長い目で見れば、ほれじゃ頑張ってもらいたいねという思いもあるということですね。そのまま、要は一時転用に関しては、明確に強く伝えておりますので、それを理解した上でのお話であると思っただいていいと思います。

○村上委員 ありがとうございます。

それともう一点、事務局に聞くんですが、譲渡人が事実2名で、譲渡人が今のお話でいえばお母さんになつとるんですが、実の農業者は息子さんがやるということですが。

○事務局 申請では、営農者がお母さんということでお出しております、ですが、実際に話を聞いてみると息子さんが主にやるということなので、この営農計画書自体の書き方とかもおかしいところは多々あるということですけど、最初は、お母さんはこちらにいらっしゃるから、お母さんの名前で申請されたのかと思っておったんですけど、いろいろ聞いてみると違うということで。トラクターもないということですよ。

○田槇委員 それともう一つつけ加えることもあるけどね、今、別紙、事務局が配られた営農計画書、これらについては、はっきり申し上げますが、太陽光の業者が書いた。そのところも問いつめている。これは業者があなたが書かれたのということも言いました。そうしたら、書きましたと。もちろん本人との打ち合わせした上です。これ、見ると、要するに素人っぽい内容ですね。そういうことを考えたときに、ほんまかいねというような思いも強いものがあります。それと同時に、頑張ってもらいたいねという思いもあるんですね。

○村上委員 お母さんの名前でもいいが、今度はお母さん一人の譲受人になるということですよ、今は2分の1の所有が。譲受人は、お母さんだけになっておられるけれども。

○田槇委員 今はお母さんが野菜を栽培されているんですよ、そこで。

○村上委員 うん。

○田槇委員 それで、持ち分が半分ずつあるからということから、今回息子さんに利用権じゃなくて、土地を利用させてと。

○村上委員 使用貸借権設定か。

○田槇委員 うん、貸借権を設定して、息子さんがやるという形を整えて、それで太陽光と野菜と同時にやるという話です。

○職務代理 ただいま9番 村上委員さんがお尋ねの営農型の太陽光でありますけれども、田植委員さんでも非常に困っておられるような状況ですが、できちゃったときにどうなるかということで、非常にそこらの不安はあると思うんですが、他の委員さんの御意見をちょっとお伺いしたいんですが。

○田植委員 ちょっともう一つ、つけ加えさせてください。今の話ですが、先ほどちょっと話し漏らしているんですが、野菜を下でつくっちゃう、上で太陽光パネルをすると、だから今の太陽の光というのか、それを雨の場合がありますよね。そしてそれが何かようわからんけど、回転させて日当たりをよくするシステムがあるらしいんです。それで水なんかも片方に流し込んでというような形が、システムがあるらしいんですけど。その詳しいことはわからんですが、ここに31%程度は農作栽培に十分なものがあるよという文章が出ておるんですが、本人がよく農業のことをわかっていないから、業者さんが適当に書いておるようにしか思えないんですね、ここが。

○事務局 反収はどうなるかと思ってJAの営農指導員にお聞きしました。トマトに関しては、1本当たり6kg取れますよとおっしゃったから、まあまあ合っている数字だなと思って、ブロッコリーは10a当たり760kgぐらいとれますよということだから妥当な数字かなとは思ったんですけど、実際にはとれるかわからないんですけど。

○職務代理 これでもとれりゃ、それだけ結構もうかると思うんだけど。

○村上委員 これはどっちかというのと夏野菜だからね。

○田植委員 夏野菜なんです。

○村上委員 ということなんで、ローテーションを組んでできんよね。ブロッコリーについては、10月ごろ、10月にはもう植えられん、8月だよ、遅くてもね。8月の終わりか9月の初めね。で、遅くて2月ごろまででしょう。

○光永委員 12月ぐらいはとれるでしょう。

○村上委員 とれるでしょうね。年に2回3回まではできるでしょう。

○職務代理 本人さんは、即やるつもりだったんですかね。

○田植委員 これがね、即やるつもりだったらしいんです。そして本人の話によると、会社で退職させてくださいという話を、辞表を持っていったらしい。ところが、会社がもう少し待てということで受理してもらえなかったという流れがあったみたいで、そしてそれじゃ今回はしようがないにしても、近いうちに、ほじややめさせてもらうよというようなところまで本人は話をしているみたいです。年も58歳ですから、現在、60になれば、定年はあるんですが。

○職務代理 毎日収穫せにゃいけん品物があるね。だから、やめるのがはっきりしてからやっているならわかるんやけど。どうなんかね。

○田植委員 そこらを強く思うんですよ。

○職務代理 現実的にはうまくいかんような気がします。

○田植委員 そんな気がしてならんのですが、ただ本人が一生懸命やりたいという感じを強く要望しておるのはあるんですよ。それで長い目で見たら、たちまち難しいことは十分考えるんだけど、長い目を見たときに、じゃあ就農してくれるんならいいことよねという思いもあるわけです。そこらでね、随分今回はこの案件については頭を痛めたところで。

○村上委員 これは営農型じゃけ、毎年毎年大体の収量を報告する。

○田植委員 事務局へ1つ提案したいんですが、結論じみた話になるんですが、僕自身が最初に言うように悩んでいます。ここで挙手してどうのこうのいうのもなかなか難しい面もあるんですが、1つの提案として、僕も事務局と相談した内容の1つですが営農計画を、もう少し詳しいものを出してくださいと、今のままでは無理がありますよと。そしてとりあえず今回は保留にさせていただきますと。そして営農計画が出た時点で、再度農業委員会で審議させていただきますよという形に持っていったらどうかとは思いますが、いかがでしょう。

○村上委員 ええやん、しょうがない。

○水重委員 申請人も息子さんの名前でしたほうがいいと思うし、営農計画書もお母さんの名前で出とるけ、その辺も見直さないといけんところがあるんじゃないかなと思うんです。

○田植委員 ただ今回はパネルと一緒にだからね、これが。野菜の問題は、僕らには一生懸命言っているけれども、パネルそのものは問題ないわけですよ。極端な話。許されるわけですよ、結局のところ。パネルの設置については。そしてパネルのやつはほっといても動きよるわけですよ。だから野菜は保留にしますよという形があって、それじゃパネルだけやってくださいという話になるとか、パネルを含めて今回は保留ですよという話になるのか。

○事務局 もし野菜の計画がうまくいかなのならパネルはできないと。

○田中委員 営農型であったら、営農抜きでは無理じゃけんね。

○事務局 できない。

○田植委員 もちろん営農型は取りやめて、形を変えるという意味です。

○田中委員 ああ、そういう意味ですか、それならね。

○田植委員 また、それは申請し直すということです。

○田中委員 ただ、1号農地で。

○事務局 第1種農地なんで、営農抜きはできない。

○田中委員 2種ならね、それは国の補助金も入っていないし。そんなにむちゃくちゃなことは、失敗すれば本人撤去ということになるんですが。1種農地ということになると、国の補助金が農地に入ってくると。だから余計に太陽光パネル自体が1種農地、要するに1種農地で太陽光をしたいから営農計画をつくりましたという話だと思うんです。これはぶっちゃけ私なりの思いでしたら。営農したいので、太陽光をつくって、その下で営農しますよという話ではないと思うんですね、これ、計画書を見たら。だから1種農地の太陽光パネルというのは設置をして、営農したけれども、側から、あの人はそんなことでやって、1種農地へ太陽光を設置が

できるのかいと、税金の問題、補助金の問題を含めてというのが農業委員会でもあっているかというのが入ってくると、我々の、じゃあ審議はどうなったんかと。こういうことになってくるのではなからうかと、最終的には。もしうまくいかないと、本人さんが、この計画どおり頑張っていないなら、そういうところまで含めて農業委員会は許可したんですかというところを突かれると、側からですね、問題が出てくるのでね。

○田植委員 可能性はありますからね。

○職務代理 現状のままですら採決するのは難しいんじゃないかと私は思うんじゃないけど、先ほどの55号については再度計画書を出して検討させてもらうことにして、今回は保留にさせていただきますということで、ちょっと慎重に結論を出していただきたいと思うんですが。

○職務代理 ほかに、それ以外の質疑はありますか。

まずは受付番号の55号を除いて、54、56、57、58、59号、この件についてだけを先にさせていただきます。

それでは、質疑を終えて採決に入ります。議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請受付番号55号を除き、原案のとおり賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○職務代理 それでは、ただいま受付番号55号を除き、全員賛成挙手であります。

続いて申請受付番号55号についてでございますが、再度詳しい営農計画を提供していただくということで、今回は保留させていただくということで賛成いただける方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○職務代理 ありがとうございます。それでは、55号については全員賛成ですので、再度詳しい営農計画を提出していただくまで保留させていただきますことに決めます。

それでは受付番号54号、57号、58号については、許可妥当と処理し、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することに決しました。

55号については、再度、営農計画、例えば収量、その収量をあげるための必要労働時間、あるいは作業計画を含めたものというようなところを詳しく書いて再提出していただくということで、御了解していただくということで決めます。よろしいでしょうか。

ここで、議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時48分 休憩

午後2時48分 再開

○村上会長 それでは休憩を解いて会議を開きます。

日程第6、議案第47号 非農地証明申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。議案第47号 非農地証明申請について。

受付番号19号、平成29年7月20日申請。申請人、広島市●、●。土地の表示、向原町●、田、現況は原野、436㎡。同じく●、田、現況は原野、85㎡。合計521㎡。かい廃年月日、昭和50年ごろ。農振農用地区域内で、信川委員さんの御担当でございます。

受付番号20号、平成29年7月24日申請。申請人、安芸高田市高宮町●、●。土地の表示、高宮町●、畑、現況は山林、3,240㎡。かい廃年月日、平成元年ごろ。農振農用地区域内で、田中委員さんの御担当でございます。

受付番号21号、平成29年7月28日申請。申請人、安芸高田市高宮町●、●。土地の表示、高宮町●、田、現況は山林、3,132㎡。同じく●、田、現況は山林、255㎡。合計3,387㎡。かい廃年月日、平成8年ごろ。農振農用地区域内で、秋國委員さんの御担当でございます。

受付番号22号、平成29年7月28日申請。申請人、安芸高田市高宮町●、●。土地の表示、高宮町●、田、現況は原野、605㎡。同じく●、田、現況は原野、319㎡。同じく●、田、現況は原野、22㎡。●、田、現況は原野、182㎡。●、田、現況は原野、39㎡。●、田、現況は原野、20㎡。●、田、現況は原野、105㎡。●、田、現況は原野、266㎡。●、畑、現況は原野、821㎡。●、畑、現況は原野、231㎡。●、畑、現況は原野、51㎡。●、畑、現況は原野、539㎡。●、畑、現況は原野、147㎡。●、畑、現況は原野、176㎡。●、田、現況は原野、761㎡。●、田、現況は原野、348㎡。●、田、現況は原野、633㎡。●、田、現況は原野、224㎡。●、田、現況は原野、1,929㎡。田の合計5,453㎡、畑の合計1,965㎡、合計7,418㎡。かい廃年月日はいずれも昭和61年ごろということで、農振農用地区域内で、田中委員さんの御担当でございます。

以上、これらの案件は、安芸高田市農業委員会非農地証明事務取扱要領第5に該当するため、証明基準を満たすものと考えております。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号19号について4番 信川委員、お願いいたします。

○信川委員 4番 信川です。番号19号について調査報告をいたします。8月14日月曜日、事務局1名、農業委員2名、推進委員5名で現地の確認をいたしました。

場所は向原町●、436㎡。同●、85㎡です。かい廃時期は昭和50年ごろとなっておりますが、現在、当地は埋め立てられ、雑草が生い茂り、農地として復元することは難しいように思われました。なお、このことにより周辺への影響はないものと思っております。したがって、当申請はいたし方ないものと思っております。

以上で報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。続きまして受付番号20号、22号について、2番田中委員、お願いいたします。

○田中委員 2番 田中でございます。受付番号20号について、8月16日に現地調査を実施いたしましたので、調査について御案内いたします。

申請人の●氏は現在農業をされておられるわけですが、自宅の前では、ブロッコリー等野菜の生産をしておられます。現地は、47-20で地図が案内されておりますが、上段の地図については、ちょうどこの現地と記載されておりますが、すぐ地図の上の上段に●線が走っております。場所は●であります。●というところでありまして、昔はここで●を生産しておられましたけれども、高齢で●の生産も十数年前に廃業となりまして、それ以来、耕作ができないような状態になりました。現況は山林、山林というか林野化しております。御高齢でありますし、これから作付なり、それから現況に返して耕作をすることにはならないだろうと見受けられました。やむを得ないかなと、このように判断いたしました。

続いて22号でございますが、申請人は、●氏であります。地図は、現地の最後のページになりますかね。47-22ですね。場所は●というところですが、地区は●という地区になりまして、この地図上段でちょうど●が走っておりまして、この地図の上側、突き当たりが●になります。この地図下が●という地区になるわけでございますが。御本人も御高齢であります。また、現地は、御案内、地図で見ていただきますと、非常に数が多くて、基盤整備ができないというのは語弊があるでしょうが、基盤整備をしても効率の悪いような圃場でありまして、高築地といいますか、19筆ありますが、このうち平均で3.9a程度にならない、4畝弱ということでありまして、非常に現況、営農が難しいことから、御本人、昭和61年ごろから耕作はされていない、草刈り程度は幾らかしておられたようではありますが、現状から言うと既に、面積は少し多くありますが、どう見ても新しく営農を始められる状況にはないように判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。続きまして受付番号21号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号21号について御報告いたします。8月16日、事務局2名と推進委員3名、農業委員2名で現地の確認をいたしました。

地図番号47-21をごらんください。申請地は、●地区の●という集落があるんですが、入りまして、黒く塗ってあるところがため池です。堤があります。●が通つとるんですが、その下をくぐりまして、現地は200mぐらい行ったところに、昔、田があったと言われればそうだなと思うような感じを、既に雑木が繁茂しており、とても田に復元するようなことは不可能だと感じました。申請はやむを得ないものと思います。

以上で報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

申請どおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手。賛成であります。よって、議案第47号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

次に日程第7 議案第48号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。議案第48号 農用地利用集積計画の決定について。農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、平成29年8月10日付で安芸高田市より別添のとおり照会がありましたので意見を求めます。とございまして、1枚めくっていただきまして、右側、農地利用集積計画結果、こちらの集計表の読み上げにより、事務局からの説明にかえさせていただきたいと思っております。

上から、設定期間3年の部。新規設定、田が1件2筆1, 109㎡。再設定、新規設定合わせた合計が、田が1件2筆1, 109㎡。総計1件2筆1, 109㎡の農用地利用集積計画について御審議いただくところでございます。

なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておるものと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。以上で事務局の要点説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手。賛成であります。よって議案第48号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成29年第8回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時2分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

1 番委員

2 番委員